

## 船舶事故調査報告書

平成30年9月19日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成30年4月12日 11時30分ごろ
発生場所	滋賀県大津市大津港東方沖（琵琶湖南部） なぎさ公園四等三角点から真方位323°690m付近 （概位 北緯35°00.8′ 東経135°52.3′）
事故の概要	プレジャーボートタイラントは、北西進中、漂泊中のプレジャーボートPRINCESS-YUKIに衝突した。
事故調査の経過	平成30年4月24日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート タイラント、1.1トン 253-30933 滋賀、個人所有 B プレジャーボート PRINCESS-YUKI、5トン未満（長さ4.35m） 253-11882 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、二級小型 B 船長B、二級小型・特殊・特定
負傷者	A なし B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船底外板に擦過傷 B 右舷船尾部外板及び左舷船首部外板に擦過傷、操縦ハンドル、魚群探知機等に割損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 水象：波高 約0.3m
事故の経過	A 船は、船長Aが1人で乗り組み、船首を南東方に向け、漂泊して釣りをを行った後、釣り場を移動する目的で左旋回して北西進を始めた。 船長Aは、A船が北西進中、左舷方から接近する他船を認め、同船の動向に注意しながら右舵を取ったところ、数秒後に衝撃を感じた。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、船首を北北西方に向け、釣りの目的で漂泊していた。 船長Bは、ふと船尾方を振り向いたところ、約50mのところ船首を南東方に向けて漂泊していたA船が左旋回して北西進を始めたのを認めた。 B船は、船長Bが、A船の動向を見ていたところ、A船が針路を右に転じてB船に向かう状態で接近するのを認めたので、手を振って大声で叫んだものの、A船が衝突した。

	<p>船長Bは、救命胴衣を着用しており、湖に投げ出されたものの、A船に引き上げられた。</p> <p>船長Bは、右肋骨骨折等を負った。</p>
<b>分析</b>	<p>A船は、北西進中、船長Aが、左舷方から接近する他船を避けようとして右転する際、左舷方から接近する他船に注意を向け、転針する方向の見張りを行っていなかったことから、右舷船首方で漂泊中のB船に気付かずに右舵を取り、B船に衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、漂泊中、船長Bが、A船の動向を見ていたところ、A船が針路を右に転じてB船に向かう状態で接近するのを認め、手を振って大声で叫んだものの、A船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が北西進中、船長Aが、左舷方から接近する他船を避けようとして右転する際、左舷方から接近する他船に注意を向け、転針する方向の見張りを行っていなかったため、右舷船首方で漂泊中のB船に気付かずに右舵を取り、B船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 転針する前には、転針する方向を確認すること。</li> </ul>